

[事案 2021-74] 説明・謝罪請求

・令和3年6月10日 不受理決定

<事案の概要>

平成7年7月に契約した個人年金保険、平成8年10月に契約した学資保険、平成10年1月に契約した学資保険について、いずれも契約時に問題があったこと等を理由に、保険会社によるこれまでの経緯等の説明および謝罪を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、当審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であり、保険会社に対して、具体的な説明の内容を定めて説明することを求める手続きはないこと、また、謝罪を命じる機関ではないことから、申立てを不受理とした。